

鳥取県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年10月30日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
倉吉市	元気な地域づくり交付金事業（農山漁村活性化プロジェクト支援事業）耳地区農業用排水路	平成21年3月30日